

## 第1章

# 計画の基本構想

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の目標
- 3 計画の性格
- 4 計画の期間
- 5 計画の構成
- 6 第2次新居浜市男女共同参画計画の成果と課題
- 7 計画の体系

## 【 1 】 計画の基本構想

### 1 計画策定の趣旨

本市では、平成12年8月に県内で初めて男女共同参画都市宣言を行い、平成15年10月に「新居浜市男女共同参画推進条例」を制定しました。平成22年3月に「第2次新居浜市男女共同参画計画～ともにいきいき新居浜プラン21」（計画期間：平成23年度から平成32年度）を策定し、あらゆる暴力の根絶や性別役割分担意識の解消、ワークライフバランスの推進、女性リーダーの育成を図るなど積極的に男女共同参画社会の実現に取り組んでまいりました。

この間、男女共同参画の意識や理解は深まりつつも、少子高齢化の進行、未婚・単身世帯の増加、情報化の技術進歩、頻発する大規模災害など家族形態や社会状況の変化によるあらたな状況への対応が求められています。

このような状況のもと、第2次新居浜市男女共同参画計画の内容や取組の進捗状況を検証、分析したうえで、平成27年に施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく推進計画を盛り込み、さらなる男女共同参画社会の実現に向け、実効ある取り組みを推進するため、6つの主要課題「ひとりひとりの人権を尊重する社会づくり」「男女共同参画の意識づくり」「ひとりひとりの能力が発揮できるまちづくり」「ともに働きやすい環境づくり」「男女共同参画の家庭・地域づくり」「いきいき暮らせる社会づくり」を設定し、「第3次新居浜市男女共同参画計画」を策定します。

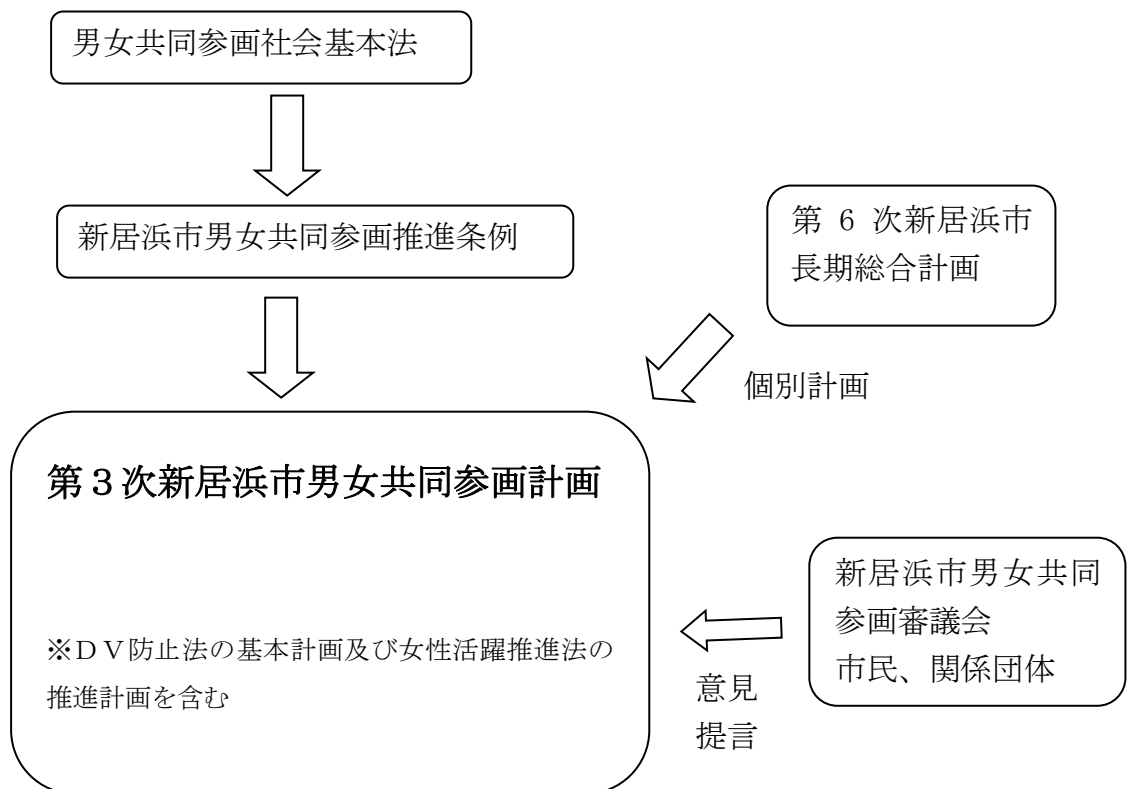
### 2 計画の目標

この計画は、男女共同参画社会基本法の基本理念に基づき、男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮し、ともにいきいきと暮らせる活力ある持続可能な社会の実現を目指します。

### 3 計画の性格

- (1) 国の男女共同参画基本計画及び県の男女共同参画計画を考慮したものです。

- (2) 新居浜市男女共同参画推進条例に基づく計画です。
- (3) 第6次新居浜市長期総合計画の個別計画として位置づけ「新居浜市男女共同参画審議会」及び、市民、関係団体の意見・提言の趣旨を生かしたものです。
- (4) 国が平成19年7月に改正した「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「DV防止法」という。）」に基づく本市の基本計画として位置づけ作成したものです。
- (5) 国が平成27年9月に制定した「女性の職業生活における活躍の推進にかかわる法律（以下「女性活躍推進法」という。）」に基づく本市の推進計画として位置付けたものです。
- (6) この計画は、本市の特性に応じた男女共同参画社会づくりを総合的かつ、効果的に推進するため、市民、関係団体、企業、行政などがそれぞれの立場から取り組む基本的な施策を示したものです。



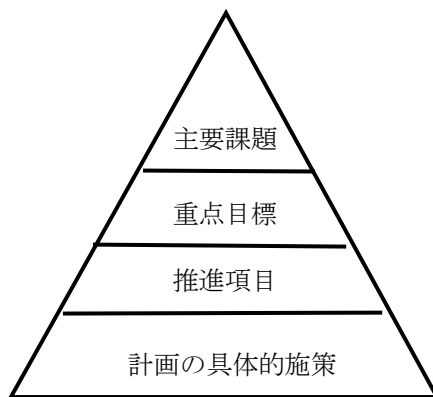
## 4 計画の期間

この計画の計画期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とします。

ただし、社会情勢の変化や進捗状況等に対応し、施策を効果的に進めるため、中間年及び必要に応じて見直しを行います。

## 5 計画の構成

- ・主要課題：男女共同参画社会を実現するための主要な課題
- ・重点目標：主要課題に取り組むための重点目標
- ・推進項目：重点目標ごとに具体的に何に取り組むべきかを示します。
- ・計画の具体的施策：推進項目ごとに、市民、企業、行政等の役割と施策対象者、担当課を示します。



## 6 第2次新居浜市男女共同参画計画の成果と課題

本市では、平成13年6月に策定した「新居浜市男女共同参画計画」、平成23年3月に策定した「第2次新居浜市男女共同参画計画」に基づいて、男女共同参画を推進するため、6つの主要な課題を設け取り組みました。

### 〔主な成果〕

『男女の人権を尊重する社会づくり』

- ・ドメスティック・バイオレンス（D．V）対策として、平成25年8月に県内市町村で初めて、DV防止法に基づく「新居浜市配偶者暴力相談支援センター」（※1）を設置し、DVに関する予防啓発や支援体制を充実してまいりました。

#### 『男女共同参画の意識づくり』

- ・市の広報誌に男女共同参画の特集記事を掲載により啓発しました。
- ・「男女共同参画社会づくり」をテーマに講演会の実施や「にいほま女性フォーラム」を開催し、意識の高揚に努めました。

#### 『女性の能力が発揮できるまちづくり』

- ・平成27年に新居浜市女性活躍等推進事業所の認証制度（※2）を開始し、女性が個性と能力を十分発揮し、豊かで活力ある社会を実現できるよう取り組みました。
- ・新居浜市役所の女性管理職の積極的な登用を行い、令和2年度は過去最も多い21%となりました。
- ・女性総合センター（ウイメンズプラザ）において、各種講座、相談、利用団体との連携等に努めました。

#### 『男女がともに働きやすい環境づくり』

- ・市民や市内事業所を対象に研修や講演会を実施し、ワーク・ライフ・バランスや働き方改革、イクボスの推進に取り組みました。
- ・にいほま女性ネットワークにおいて、企業等の若手、中堅社員も参加し、職場における男女共同参画の推進に取り組みました。

#### 『男女共同参画の家庭・地域づくり』

- ・少子化対策、地域の活力持続のため、平成29年に婚活支援を行う新居浜市縁結びサポートセンター（※3）を設置し、男女の出会いの機会の創出に努めました。
- ・ボランティアや地域活動を支援するとともに、地域防災づくりにおいて、地域活動のリーダーの育成に努めました。

#### 『いきいき暮らせる社会づくり』

- ・体力づくり、食育等を通じた生涯にわたる健康づくり、高齢者・母子への保健医療の支援、障がい者サービスの支援に取り組みました。

#### （※1）新居浜市配偶者暴力相談支援センター

DV防止法第3条第2項に基づき設置し、DVに関する相談、被害者緊急時における安全確保、保護命令の助言、援助等を行います。

#### （※2）新居浜市女性活躍等推進事業所の認証制度

女性活躍等に向けた自主的な活動を積極的に取り組む市内の事業

所・団体を認証し、令和2年4月1日現在12事業者を認証しています。

### (※3) 新居浜市縁結びサポートセンター（婚活支援）

未婚化・晩婚化対策として、ウイメンズプラザに設置。

「愛結び（お見合いシステム）」や「出会い交流イベント」により出会いの機会を提供します。

## 〔課題〕

- ・令和元年度に実施した「男女共同参画社会に関する市民意識調査」では、「男は仕事、女は家庭」という固定的性別役割分担意識は改善されていますが、「男性が優遇されている」と回答している割合が「政治の場」「社会通念・慣習」「職場」等、依然として分野によって不公平感を感じている結果となり、引き続き、女性が活躍できる機会や環境を推進する必要があります。
- ・政策・方針決定・審議会の女性の登用率は、令和2年度50%を目指して取り組みましたが、令和2年4月1日現在28.8%であり、依然として目標数値と隔たりがあるのが現状であり、今後積極的に取り組む必要があります。
- ・DV含む、複雑化、多様化するあらゆる暴力を根絶するため、さらなる予防啓発と被害者に寄り添った着実な支援を実施する必要があります。
- ・東日本大震災をはじめとし、近年では集中豪雨による被害が頻発する中、防災について、女性と男性のニーズの違いなど配慮されていないとの課題がだされ、防災、復興に関して意思決定過程への男女それぞれの視点が重要となっています。
- ・今後、「男女」という表現にとらわれず性的指向、性的自認など性的多様性に配慮した取り組みが必要です。
- ・平成27年に国連サミットで採択されたSDGs（持続可能な開発目標）の目標の一つとして設定された「ジェンダー平等を実現しよう」の理念に沿った取り組みが必要です。
- ・本計画の策定作業は、新型コロナウイルス感染症が世界中に蔓延、拡大する状況下において行われました。今後、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を受け、市民の生活様式も大きな影響を受けることとなります。日々変

化する状況に対し、市民、関係団体、企業、行政などが男女共同参画社会の実現に向けて、長期的な視点で継続的な対策を講じていく必要があります。

これらの成果や課題を踏まえ、市民、関係団体、企業、行政が一体となって男女共同参画社会の形成に向けた取り組みを総合的に進めていく必要があります。

## 計画の体系



## 第2章

# 計画の内容

（基本方向・現状と課題）

# 主要課題Ⅰ

## ひとりひとりの人権を尊重する 社会づくり

### 【基本方向】

新居浜市男女共同参画推進条例の基本理念に「男女の個人としての尊厳が重んじられ、男女が共に性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会が均等に確保されること」「生涯にわたる妊娠、出産その他の性及び生殖に関する事項に関し、自らの決定が尊重されること及び健康な生活を営むことについて配慮されること」とあります。

ひとりひとりの人権の尊重は、男女共同参画社会をつくる上で基本となる考え方です。男女がお互いに身体について正しい情報を持ち、十分に理解し、尊重して生きることは大変重要です。しかしながら、人権尊重の理念は社会に完全に定着しているわけではありません。性別、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人などの問題や同和問題、インターネットによる人権侵害、性的マイノリティに対する人権問題など、現実にはさまざまな人権問題が存在しています。

近年は一層多様化しており、これに対して迅速かつ的確に対応していく必要があります。

## 重点目標 1

### 性や生命の理解と尊重

#### 【現状】

男女がそれぞれの身体の特徴を十分に理解し、思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成の前提といえます。特に女性は、妊娠・出産、更年期と体調の変化が大きく、健康上の問題に直面します。また、健康を脅かす問題としては、H I V/エイズ等の性感染症や薬物乱用などが挙げられ、生命を脅かす問題として、人身売買の問題が大きく取り上げられています。

#### 【課題】

生涯を通じ男女が発達段階に応じて健やかに過ごすために、心と身体両面の健康についての正しい知識や情報を提供し、全ての人が主体的に行動し健康を享受できるようにしていくことが必要です。

#### 【推進項目】

- (1) 生涯を通じた男女の健康支援
  - ・関係機関と連携して発達段階に応じて正しい知識を伝え、相談体制の充実に努めます。
- (2) 性に関する教育の推進
  - ・学校、家庭や地域における適切な性教育と健康教育を推進します。
- (3) 生命・健康を脅かす問題についての対策の推進
  - ・関係機関と連携して情報提供を行い、知識の普及・向上に努めます。

## 重点目標 2

### あらゆる暴力等の根絶

#### 【現状】

暴力は人間の基本的な人権を侵害するものであり、決して許されない行為です。配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）、職場等での性的嫌がらせ（セクシュアル・ハラスメント）、つきまとい行為（ストーカー行為）等の被害は深刻な社会問題となっており、近年は、インターネットを利用した交際相手からの暴力、性犯罪、売買春、人身取引等、暴力は一層多様化しております。

本市が実施した男女共同参画に関する市民意識調査で、DV被害にあったと答えた人は、男性全体で9.9%、女性全体で23.1%を占め、前回と比較して男女共に増加しています。その内精神的暴力が8割を超え、次いで約半数が身体的暴力を受けています。

また、職場におけるハラスメントに関して、男性の2割強、女性の3割弱が経験あるとの回答で、女性は減少傾向ですが、逆に男性は増加傾向にあります。

#### 【課題】

暴力は、当事者だけの問題としてではなく、犯罪をも含む重大な人権侵害であり、近年の多様化する暴力に対して迅速かつ的確に対応していく必要があります。被害者が子ども、高齢者、障がい者、外国人等、その立場や背景に配慮し、それぞれに応じきめ細かく寄り添う支援が不可欠です。よって、あらゆる暴力の根絶と暴力を許さないという社会環境づくりの推進と、被害者に対しては、各関係機関等と緊密に連携して、適切な対応が可能な相談体制や支援施策の充実に積極的に取り組む必要があります。

#### 【推進項目】

- (1) あらゆる暴力防止に向けた啓発活動の推進
  - ・DV防止啓発講演会、学習会の開催と、ホームページ、ロビー展等で市民への周知啓発に努めます。
- (2) 関係機関との連携強化
  - ・新居浜市配偶者暴力相談支援センターを中心に各関係機関との連携を図ります。
- (3) 被害者への支援の充実
  - ・緊急一時保護体制の充実と自立に向けた支援に取り組みます。

グラフ 意識調査 p 61 “DVを受けた経験のある男女別割合前回と比較”

グラフ 意識調査 p 50 “ハラスメントを受けたことのある人数前回と比較”

新居浜市配偶者暴力相談支援センター体制について

## 重点目標 3

### メディアにおける人権の尊重

#### 【現状】

メディアは、様々な形で私たちの意識の形成に大きく関わっています。インターネットや携帯電話等の普及により、メディアからもたらされる情報が社会に与える影響は多大なものとなっています。

#### 【課題】

表現の自由という基本的なメディアの特性については、十分尊重されるべきではありますが、性的側面のみを強調したり、あらゆる暴力を無批判に取り扱った情報が見受けられることも少なくないことから、表現される側の人権も同様に尊重されなければなりません。

男女共同参画の推進に関して、メディアの果たす役割の重要性を認識し、メディア自体が人権尊重に十分な配慮を行い、多様化している生き方を伝え、性別に基づく固定観念の解消を進めていく配慮が必要とされています。

また、メディアからもたらされる膨大な情報を無批判に受け入れるのではなく、内容を解読し活用する能力の向上が求められます。

#### 【推進項目】

- (1) 男女平等の視点からの表現の啓発促進
  - ・人権を尊重した表現の啓発活動を推進します。
- (2) 情報活用能力の向上
  - ・関係機関と連携して学習会・講座等を開催し、情報活用能力の向上を図ります。

# 主要課題Ⅱ

## 男女共同参画の意識づくり

### 【基本方向】

新居浜市男女共同参画推進条例の基本理念に「性別による固定的な役割分担等に基づく社会にける制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること」「学校教育及び生涯にわたる社会教育の分野において、自立の精神と男女平等の意識が育まれる教育が確保されること」とあります。

人々の中に長い時間をかけて意識づけられてきた「男は仕事、女は家庭」といった性別役割分担意識や社会制度、日常生活の中での習慣・慣行には、女性に対する差別や偏見が依然として根強く残っています。

こうした意識や習慣は、個人の意識を背景としていることから、あらゆる機会を捉えて意識の改革を進め、性別で役割を固定的に考えるのではなく、様々な分野で男性と女性が協力しあい、一人ひとりに男女共同参画の視点に立った意識が浸透することが重要です。

また、個人の生き方や社会における活動が多様化する中で、意識や価値観の形成においては、家庭、学校、地域など社会生活の中で、男女共同参画について分かり合うためにも話し合ったり、お互いを思いやるやさしい気持ちや感謝の心を育てるとともに、生涯を通じて男女共同参画についての教育・学習を推進し、男女共同参画の意識づくりに努めます。

## 重点目標 1

### 男女共同参画の視点に立った意識改革の推進

#### 【現状】

本市が実施した男女共同参画に関する市民意識調査では、「男は仕事、女は家庭」という固定的役割分担意識について、否定的な意見が肯定的な意見を上回っていますが、依然 2 割の方が肯定的な意見を持っています。

男女の地位の平等感については、ほとんどの分野で男性の方が優遇されているという意見が多くみられましたが、学校教育の場においては、半数以上が平等であると感じています。

家庭での役割分担については、家事・育児に対しては平等である割合が年々増加しているものの、女性が担っている割合は依然 6 割を超えています。

市民の意識や社会の習慣・慣行の中には、いまだに女性に対する差別や偏見が残っており、様々な分野でいずれか一方に偏った役割分担が存在し、男女共同参画に関する正しい認識がまだ十分浸透していない現状が見られます。

#### 【課題】

固定的性別役割分担意識については、「男だから、女だから」という考え方にとられることなく、自分らしく生きることのできる男女共同参画社会づくりのために、男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しを行い、新しい価値観の形成をさらに推進する必要があります。

男女共同参画に関する正しい認識を深めるため、わかりやすい広報・啓発活動を進める必要があります。

#### 【推進項目】

- (1) 現行の社会制度・慣行の見直し、固定的性別役割分担意識の改革
  - ・男女共同参画の視点に立って、現行の社会制度や慣行の見直しについての啓発を行います。
- (2) 様々なメディアによる広報啓発活動の推進
  - ・市政だよりやインターネット等多様な方法を用いて、効果的でわかりやすい広報啓発を行います。
- (3) 男女共同参画に関する学習活動の推進
  - ・男女共同参画に関する学習機会を提供し、男女共同参画の理解の促進に努めます。

・グラフ① 意識調査p34 d私は男性が仕事、女性は家庭という考え方 ・p35 過去調査との比較

・グラフ② 意識調査p26 問 10「分野別男女の地位の平等について」

## 重点目標 2

### 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

#### 【現状】

市民意識調査では、子どもに受けさせたい学校教育について、男子は理系大学が、女子は文系大学の割合が最も高く、全体でも大学、大学院以上が6割を超え、進学希望意識は増加しています。

また、男女ともに仕事や生き方について多様な選択ができるようにすべきだと考える割合は全体の9割になりますが、実際に家庭での役割分担については、家事、育児に関しては6割以上が、介護については4割が主に女性が担っています。

社会活動については、参加している割合は男女ともに4割程度で、参加する意思はあるものの、きっかけや時間がないなどの理由から参加できていない状況であることが伺えます。

#### 【課題】

家庭、学校、地域などで行われる教育や学習は、ひとりひとりの人権を尊重し、男女共同参画社会の形成を促進していく上で、重要な役割を持つものです。教育の場においては、幼少期から男女共同参画の正しい意識を育てるとともに、人権尊重を基本とした豊かな人間性を育む教育の推進が求められます。

また、個人の生き方、能力、適性を重視し、固定的な性別役割分担意識にとらわれることのないよう、幅広い生き方が選択できる進路指導に努めなければなりません。

家庭では、家族がお互いを尊重し合い、子どもの性別にとらわれることなく、個性と能力を伸ばし、男女共同参画の視点を育てる家庭づくりが求められています。

地域を含めた社会教育活動においても、自立の促進や、生涯にわたって男女共同参画意識を高める学習や活動の場が求められています。

また、家庭や地域において、男女ともに幅広い分野に積極的に参画できるよう、理解の促進や環境を整える取り組みが必要です。



【推進項目】

(1) 保育・教育現場における男女平等教育の推進

- ・関係機関と協力しながら、幼少期からの男女平等意識の育成、正しい男女共同参画を重視した教育を推進します。

(2) 家庭・地域における男女共同参画の推進

- ・家庭での男女平等の意識啓発の促進や、生涯に渡っての男女共同参画意識を高める学習や活動の機会を提供します。また、家庭や地域において、男女ともに幅広い分野に参画できるよう、理解の促進や環境整備に努めます。

グラフ①意識調査p42問 14 子どもに受けさせたい学校教育について

グラフ②意識調査p53 問 23 社会活動の参加状況

グラフ③意識調査p54 問 24 参加している社会活動の種類

# 主要課題Ⅲ

## ひとりひとりの能力が発揮できるまちづくり

### 【基本方向】

新居浜市男女共同参画推進条例の基本理念に「男女が社会の対等な構成員として、市における施策又は事業者とその他の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること」とあります。

様々な分野での女性の活躍が進み、行政等の公的機関をはじめ、民間企業、各種団体等における政策・方針決定過程への女性の参画は、少しずつ高まっていますが、女性管理職や指導的立場の女性、また、女性の意思を社会の意思決定に反映させる機会がまだまだ少ないのが現状です。

誰もが暮らしやすい豊かな社会を築いていくためには、様々な立場の人たちの意見、考え方を取り入れ、多様な視点や新たな発想を活用していくことが必要であり、女性の政策・方針決定過程への参画、また、あらゆる分野で活躍できる人材の育成に努めます。

そのためには、あらゆる領域で力をつけるための機会の提供に努め、女性の能力開発（エンパワーメント）の支援に取り組みます。

## 重点目標 1

### 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

#### 【現状】

新居浜市の審議会等に占める女性委員の割合は、28.8%（令和2年4月1日現在）であり、また市民の代表である市議会議員は、定数26人のうち女性は5人（19.2%）となっています。

意識調査においては、市政運営に女性の意見が反映されていない理由として、社会のしくみが女性に不利であり、責任ある立場に女性が少ないという意見が多くみられました。

#### 【課題】

政策・方針決定過程において、女性の意見が十分に反映されるよう、審議会や委員会等への積極的な参画を推進し、あらゆる分野への参画拡大を図っていく必要があります。

そのためには、女性が積極的に参画することの必要性を、社会全体の課題として認識し、人材育成に取り組むとともに、その情報を提供していく必要があります。

#### 【推進項目】

- (1) 政策・方針決定、審議会等への女性の登用拡大
  - ・ 審議会委員等への女性の登用率の向上に努めます。
  - ・ 自治会、PTAなど各団体組織への女性の登用を促進します。
- (2) 女性の積極的な採用・登用の促進
  - ・ 女性の積極的な採用、登用、職域拡大を推進します。
- (3) 審議会等委員に登用できる人材の育成
  - ・ 各方面で活躍する女性リーダーの育成に努めます。

・グラフ①新居浜市審議会等への女性の参画状況水位グラフ(R2.4.1 現在)

・グラフ②新居浜市女性職員数と管理職員数の推移（人事課より）

・グラフ③県年次報告書 市町の各分野における女性の登用状況 p48

## 重点目標 2

### 女性の能力開発（エンパワーメント）の支援

#### 【現状】

男女共同参画社会の実現のためには、女性自ら一人一人の意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持った存在となり、その能力を発揮し、行動していくことが重要です。

従来よりも女性の活躍や参画の場は増えていますが、現在でも固定的性別役割分担意識や社会における男性優位の組織運営などにより、女性の参画が伸び悩んでいる状況が続いています。

#### 【課題】

職場や地域では、自らが意思決定し、行動できる能力を身につけた女性の人材が求められており、女性自身も自らの意志と能力を高め、その力を発揮できることが重要です。こうした能力を身に付けるための学習機会を提供し、人材育成を図り、女性が様々な分野で活躍できるための支援を行う必要があります。

新居浜市立女性総合センター（ウイメンズプラザ）においては、職業能力の開発や文化、教養を高めるため各種講座の開設や情報の提供等を行っています。

さらに女性の活躍推進の支援ができるように、より一層の機能充実を図っていく必要があります。

#### 【推進項目】

##### （1）女性の活躍推進の支援

- ・関係機関と連携し、女性の就労支援や人材育成に努め、雇用の促進と再就職支援に取り組みます。

##### （2）女性総合センターの充実

- ・エンパワーメントに関する講座の充実を図ります。
- ・あらゆる人々が利用しやすいように機能の充実を図ります。

グラフ①市民意識調査p57 問 28 女性の意見が反映されていない理由